

## 志摩市金入り設計書の情報提供に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市が発注する設計、測量、業務委託その他公共工事に関する売買契約、委任契約又は請負契約(以下「工事等」という。)に係る金額の記載された設計書(以下「金入り設計書」という。)の情報提供に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象となる金入り設計書は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 工事等に係る契約が締結されていること
- (2) 情報提供を申請する日の属する年度又はその前年度に契約が締結された工事等であること
- (3) 志摩市情報公開条例(平成16年志摩市条例第8号。以下「条例」という。)第9条に規定する非開示情報が記録されていないこと。ただし、金入り設計書の一部に条例第9条に規定する非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を情報提供の対象とする。

### (情報提供の方法)

第3条 金入り設計書の情報提供は、写しの交付、電磁的記録の複製交付又は閲覧の方法により行うことができる。

### (情報提供の申込手続)

第4条 情報提供を申し込む者は、金入り設計書情報提供申込書(別記様式)を条例第2条第1号に規定する実施機関に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、金入り設計書に係る事業を担当する課ごとに提出しなければならない。

### (決裁に関する特則)

第5条 担当する課の職員2名において、第2条の要件を充足することを確認した場合には、情報提供に関する決裁を受けたものとみなす。この場合において、確認を行う職員のうち1名は課長級以上の役職者であることを要する。

(費用)

第 6 条 情報提供に要する費用は、条例第 14 条の規定を準用する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。